

二 事業主側

名 称 清純商店 小林商店

事業主 小林三次

資本金 三千元

使用労働者 (買子)男二十名(鮮入一四名)

三 労働者側

労働者加入員 二十名(全員)

意 義 全協史同セ同テ谷班(オレグ朴大奎)ノ影響下ニ在ル

エノ數名アリテ裏面ヨリ策動シツ、アリ

四 争議発生ノ特 昭和六年八月十八日

五 争議発生ノ原因

此界一般不況ニ伴ヒ營業不振トナリ且ソ多數ノ鮮入ハ業務ニ
誠意ナク平均數名ノ就業状態ニテ且ソ被雇者ハ常時待遇改善
ヲ叫ビソ、アリテ事業主側ハ核算不能ノ状況ナリレニ至リテ

六 争議解決ノ経緯 八月十八日主業者朴大奎外十名ノ要求書

六 争議解決ノ経緯

前叙ノ如ク朴大奎等、縮減ニ依リ八月十八日立場ニ於テ營業
主ニ對シテ要求書ヲ提出ス

要求書

- ① 公休日 月二回(第一、三日曜)制定、ソト
- ② 午前ノ待遇ニ小銭ニテ金五円以上貸與、ソト
- ③ 値上
- ④ 労働者側一リットレ七銭ヲ七銭五厘ニ値上
- ⑤ パーソナル一銭三厘ヲ一銭五厘ニ値上
- ⑥ 一外傭立鉄立金ヲ六銭ニ値上
- ⑦ 新傭立一ノ夜十三銭ヲ十五銭ニ値上
- ⑧ 労務用品用自轉車ニ台設備、ソト